

## 告示

### 埼玉県告示第七百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号の規定により指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、令和二年十月一日から施行し、同日以後に、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する建築物（法第六十八条の二十第二項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物並びに法第八十五条第五項及び第六項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成二十四年埼玉県告示第二百二十六号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）（以下「旧告示」という。）は、令和二年九月三十日限り、廃止する。

平成二十四年七月一日からこの告示の施行の日の前日までに法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知した建築物であって、旧告示による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 中間検査を行う区域

埼玉県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

#### 二 中間検査を行う建築物の用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次のイ又はロに掲げる用途及び規模のものとする。

- イ 住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。同号ロにおいて同じ。）であって、地階を除く階数が三以上のもの
- ロ 住宅以外であって、地階を除く階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの

#### 三 指定する特定工程

次のイからへまでに掲げる工程（ニ及びホに規定する建築物の工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する特定工程が含まれる場合にあつては、当該特

定工程)とする。

イ 木造その他これに類する構造の建築物にあつては、屋根工事の工程

ロ 鉄骨造その他これに類する構造の建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

ハ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(当該配筋工事を現場で行わない場合にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの取付け工事)の工程

ニ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

ホ イからニまでに掲げる構造のうち二以上の構造を併用する建築物にあつては、当該イからニまでに掲げる構造に応じ、当該イからニまでに掲げる工程

ヘ ロからホまでに掲げる構造の建築物にあつては、基礎の配筋工事の工程

#### 四 指定する特定工程後の工程

次のイからへまでに掲げる工程とする。

イ 前号イに掲げる特定工程にあつては、壁の外装工事及び内装工事(これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。)の工程

ロ 前号ロに掲げる特定工程にあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

ハ 前号ハに掲げる特定工程にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあつては、直上階の柱又は壁の取付け工事)の工程

ニ 前号ニに掲げる特定工程にあつては、柱又ははりの配筋工事の工程

ホ 前号ホに掲げる特定工程にあつては、前号イからニまでに掲げる特定工程に応じ、イからニまでに掲げる工程

ヘ 前号へに掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程